

2022年9月26日

キャピタル損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の保険金請求手続きについて（その2）

新型コロナウイルス感染症に罹患されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

9月26日より、全国一律で新型コロナウイルス感染症に係る発生届が下記に該当する方（※）に限定されることに伴い、当社所得補償保険における保険金請求に関する手続きを下記のとおり変更させていただきます。

- （※）①65歳以上の方、②入院を要する方、
③重症化リスクがあり治療薬投与等が必要な方、④妊婦の方

<医師の指示により自宅療養等となる場合（いわゆる「みなし入院」）の取り扱い>

①入院特約にご加入のお客様

- ・上記4区分の方は、7日を超える入院・自宅（宿泊施設含む）療養等が必要な場合、入院したものとみなして保険金請求の対象となります。
（My HER-SYSの画像や療養証明書が必要となります）
- ・上記4区分以外の方は、7日を超えて入院した場合、保険金請求の対象となります。
（自宅療養や宿泊施設の場合は入院とはみなしません）

②入院特約の付帯がないお客様

ご契約上、支払対象外期間を設けております。この期間を超える入院・自宅療養等が必要な場合、保険金請求の対象となります（所得補償保険は入院だけでなく自宅療養等も対象となります）。ご請求には当社所定の診断書が必要となります。

※上記運用は9月26日以降に陽性と診断された方に適用いたします。

<お問い合わせ先>

■ホームページ

<https://inquiry.mitsubishi-hc-capital.com/contact/publish/inquiry?g=06&c=035>

■お電話（キャピタル損害保険 保険金サービス部）

0120-777-970 ※音声ガイダンスに従い2⇒1と選択してください

以上